

米国の輸入規制措置の概要 (令和元年 9 月 20 日時点)

米国政府は、輸入アラート（※）において、日本で出荷制限措置がとられた品目について、県単位で輸入停止措置を講じています。
今回、米国政府は、日本における出荷制限措置の解除を踏まえ、輸入停止対象品目を下記のとおり緩和しました。

※ F D A 輸入アラート 99-33

http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html

対象県	輸入停止品目
青森	野生のキノコ類
岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、野生のセリ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、ワラビ、クロダイ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、シカの肉、ヤマドリの肉
宮城	ゼンマイ、タケノコ、（野生の）コシアブラ、（野生の）タラノメ、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、ワラビ、アユ（養殖を除く）、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、シカの肉
山形	クマの肉
福島	原乳、野生のタラノメ、タケノコ、非結球性葉菜類（コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性葉菜類）、結球性葉菜類（キャベツ、ハクサイ、レタス）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、カブ、ウメ、フキ、ウワバミソウ、ユズ、 オサゴ 、アユ（養殖を除く）、 ムラサキ 、ビノスガイ、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、コモンカスベ、クマの肉、牛の肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉
茨城	原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、ウナギ、アメリカナマズ（養殖を除く）、イノシシの肉
栃木	野生のタラノメ、タケノコ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、（野生の）コシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、イノシシの肉、シカの肉
群馬	野生のキノコ類、野生のコシアブラ、野生のタラノメ、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉
埼玉	野生のキノコ類
千葉	シイタケ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉
新潟	コシアブラ、クマの肉
山梨	野生のキノコ類
長野	野生のキノコ類、コシアブラ、シカの肉
静岡	野生のキノコ類

※前回、米国政府が公表した時点（平成 31 年 4 月 15 日）の輸入停止品目と比較して、削除された品目については取消し線及び赤字で、追加された品目については下線及び赤字で記載しています。